

# 修学資金取引規定

【様式契第3号の7】  
修学

借主（連帯債務の場合は連帯債務者を含む。以下同じ。）及び保証人は、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下、「協会」といいます。）と締結した「融資極度取引約定書」（以下、「約定書」といいます。）に基づき融資極度取引（融資極度期限後の元利金返済を含め、以下「本取引」といいます。）を行なうにあたり、この「修学資金取引規定」（以下、「本規定」といいます。）の各条項が適用されることを承諾するものとします。なお、本規定に定めのない事項は、融資契約規定の各条項によるものとします。

## 第1条（本取引の成立）

- 1 借主とは、本規定を承認のうえ、協会に所定の申込方法で申込を行い、銀行が所定の審査のうえ、利用を認めた方をいいます。
- 2 本取引は借主が約定書に所定事項を記載し、協会が約定書の記載内容を確認の上で受領したことにより成立します。本取引成立後、協会は融資極度利用請求書（以下「請求書」といいます。）を発行し、借主が約定書に記載した住所あて郵送等により、請求書を借主あてに送付するものとします。
- 3 本取引成立後、借主は、協会に請求書を提出する方法により、融資極度を利用できます。なお、請求書が借主の元に届かない場合は、協会所定の手続きを行った後、本取引を解約することができるものとします。

## 第2条（請求書の利用等）

- 1 借主は融資極度利用期限まで、請求書を利用して借入ができます。
- 2 借入は、同一年につき2回までできるものとします。なお、同一年とは、次の各号のいずれかに該当する期間をいいます。
  - (1) 修学者の在籍する学年の初日から末日までの期間
  - (2) 修学者の入学前に本取引が成立した場合は、本取引の成立日から、入学後最初の在籍学年の末日までの期間。ただし、本号の期間に該当するのは初年度に限り、翌年以降は前号の定義によるものとします。

## 第3条（融資極度額）

- 1 本取引の融資極度額は、約定書に記載の金額とします。
- 2 協会は、前項にかかわらず、本取引の融資極度額を変更することができるものとします。この場合、協会は変更後の融資極度額及び変更日を借主あてに通知するものとします。
- 3 元金を全額返済した場合には、融資極度は閉鎖するものとし、以後の利用はできないものとします。

## 第4条（融資極度利用期限）

- 1 融資極度利用期限は、約定書に記載の期限とします。
- 2 協会は、融資極度利用期限前であっても、次の各事由が生じたときは、いつでも借主に通知して新たな貸出を停止、本取引の解約又は極度額の減額を行なうことができるものとします。なお、融資極度利用期限前に本取引の解約を行なった場合、借主及び保証人は、解約時点の借入元金及び未払利息については、第8条（期限の利益の喪失）第2項に準じて返済するものとします。
  - (1) 申込時に虚偽資料を提出したことが判明したとき
  - (2) 本取引による借入について重大な資金使途違反があったとき
  - (3) 借主の信用状態に著しい変化が生じるなど、債務の返済が困難になると協会が判断したとき
  - (4) 協会が求める資料を正当な理由なく提出しないとき
  - (5) 修学者の入学前に本取引が成立したにもかかわらず、入学後に在学証明書を提出しないとき
  - (6) 休学の届出を正当な理由なく怠ったとき
  - (7) 学業の成績又は家庭の事情に著しい変化があったとき
  - (8) その他相当の事由が生じたとき
- 3 融資極度利用期限前であっても、第9条（届出事項等）第1項により届出があった場合もしくは前項の各号に定める事由が生じ、新たな貸出を停止した場合、停止した日を融資極度利用期限とし、借主及び保証人は、本約定書で定めた元利金返済特約により、貸出金の返済を開始するものとします。ただし、その場合、元利金返済期間の開始日が、融資極度利用期限の繰上分早まります。
- 4 協会は、融資極度利用期限前であっても、借主に第8条（期限の利益の喪失）の各号、融資契約規定第7条（反社会的勢力の排除）第1項または第2項の各号の事由が一つでも生じたときは、本取引の解約を行なうことができます。その場合、借主及び保証人は、解約時点で借入元金および未払利息を一括して協会に支払うものとします。
- 5 借主の相続が開始したときは、この取引による新たな融資を中止します。
- 6 借主は、いつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は協会に届出するものとします。
- 7 本取引が解約されたときは、第6号の事由によるものである場合には、解約した日を融資極度利用期限とし、借主及び保証人は第3項に準じて貸出金の返済を開始するものとします。それ以外の事由によるものである場合は、借主及び保証人は遅滞なく貸越元利金の全額を支払うものとします。

## 第5条（借入及び返済の制限）

- 1 融資極度利用期限到来後は、新たな借入をすることはできません。
- 2 融資極度利用期限中の一部返済はできないこととします。

## 第6条（元利金返済額等の自動支払）

元利金返済期間中の元利金の支払いは、融資契約規定第3条（元利金返済額等の口座振替による支払い）に定める方法によります。

## 第7条（元利金返済特約適用時の繰り上げ返済）

借主が、融資極度利用期限到来後に借入金債務を期限前に繰り上げて返済する場合は、融資契約規定第4条（繰り上げ返済）に定める方法によります。

## 第8条（期限の利益の喪失）

1 借主について融資契約規定第6条（期限の利益の喪失）第1号の事由が一つでも生じた場合には、協会からの通知催告等が無くとも、借主は協会に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。

2 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、協会からの請求によって、借主は協会に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。なお、協会の請求に際し、協会に対する債務を全額支払する旨を借主が遅滞なく協会に書面にて通知し、協会が從来通り期限の利益を認める場合にはこの限りではありません。ただし、期限の利益を喪失したことに基づき既になされた協会の行為については、その効力を妨げないものとします。

- (1) 貸付金を資金使途以外に使用したとき
- (2) 貸付金を不正受領したと認められるとき
- (3) 第9条（届出事項等）第1項第3号及び第4号に定める修学者に関する届出を怠ったとき
- (4) 融資契約規定第6条（期限の利益の喪失）第2号の事由が一つでも生じたとき
- (5) 融資契約規定第7条（反社会的勢力の排除）第1項または第2項の各号の事由が一つでも生じたとき

## 第9条（届出事項等）

1 本取引における資金使途の対象となる修学者について、次の各号の事実が発生した場合、借主及び保証人は、その事実が判明後直ちに協会あて届け出るものとします。

- (1) 住所、氏名、その他協会に届け出た事項に変更があるとき
- (2) 転校したとき
- (3) 休学、退学したとき
- (4) 死亡したとき

2 修学者が卒業後に就職したときは、借主及び保証人は、修学者の勤務先の名称及び所在地を協会あて届け出るものとします。

3 前項以外の届出事項の定めについては、融資契約規定第12条（届出事項）によります。

## 第10条（本規定の変更）

1 本規定は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは改定する場合があります。

2 協会が本規定を変更する場合は、あらかじめ効力発生日を定め、規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で周知したうえで変更することができるものとします。